

手話言語条例－鳥取県の今－

講師：鳥取県地域振興部地域振興課 秋本大志

第 1：条例に関する基礎知識		第 6：鳥取県おすすめ観光ガイド動画（その 2）	
1 条例を制定できる範囲	2	第 7：手話施策推進計画の概要	
2 条例の類型	3	1 計画の構成	13
第 2：手話言語条例制定までの検討経過		(1) 計画策定の意義	13
1 鳥取県将来ビジョン、あいサポート運動の広がり	4	(2) 施策の基本的な考え方	13
2 手話言語条例（仮称）研究会、パブリックコメント（意見募集）	5	(3) 手話施策推進方針	14
3 条例検討過程の重要性	7	第 8：条例制定後の手話関連施策の展開	
第 3：手話言語条例の概要		1 条例制定による影響、変化	15
1 目的、役割・責務	9	(1) 県民の関心の高まりとろう者の意識の変化	15
2 条例の特徴	10	(2) 県予算額の推移と盲ろう者支援	16
第 4：鳥取県おすすめ観光ガイド動画（その 1）		2 新たな取組み－その成果と課題－	16
第 5：手話施策推進計画策定までの検討経過		(1) 遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービス	16
1 手話施策推進協議会	11	(2) 学校での手話の普及	17
2 手話に関するアンケート、パブリックコメント（意見募集）	11	(3) 手話通訳者トレーナー	18
(1) 手話に関するアンケート	11	(4) 地域での手話の普及	18
(2) パブリックコメント（意見募集）	12	(5) 手話パフォーマンス甲子園等	19

こんにちは、鳥取県から来ました秋本と言います。

今、鳥取県庁の地域振興課という部署で働いていますが、平成 27 年 3 月までは障がい福祉課で働いていて、手話言語条例の制定、手話の普及などに関わってきました。というわけで、今日は手話言語条例制定等の鳥取県での手話に関する取組みを紹介していきたいと思えます。

障がい福祉課で働いていたのは、平成 23 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 4 年間です。最初の 3 年間は、障がい者医療費助成制度、自立支援医療制度、特別児童扶養手当制度、心身障がい者扶養共済制度等の医療費助成や給付に関する仕事で、後半の 2 年間は手話言語条例制定と手話の普及に関する仕事です。3 年と 2 年なので、合わせると 5 年になりますが、手話言語

条例を制定した平成 25 年は何と両方やっていましたので全部で 4 年間となります。手話言語条例制定前は、主に条例内容・条文の検討、条例制定後は条例の啓発、手話の普及のための取組みの企画・立案・実施等を担当しました。

平成 25 年以降、「手話言語法の制定を求める意見書」が全国の地方議会で採択され続けています。全ての都道府県議会と約 99% の市区町村議会で採択されました。ただ、国の動き等を見ますと、来年、再来年に手話言語法が成立するような状況にはないと感じます。一方、手話に関する条例は、全国 18 の自治体で制定されていますが、全国で都道府県と市区町村を合わせた自治体数は約 1,800 ですから、当面は手話言語法よりも、全国の自治体で手話に関する条例の成立が広がっていくのだろうと思います。

地域で手話に関する条例の制定を目指すこ

とになると、行政側、議会側、どちらが案を考えるにしても、自分たちだけで考えるということはありません。普通は条例検討会のような会議を設けて、条例案の内容を考えていくことになります。この検討会のメンバーに必ず加わるのが地域のろう者団体と手話通訳者です。

各地域で手話通訳活動をされている方の中でも、手話通訳士の場合は活動歴が長く、そういった検討会のメンバーにも選ばれやすいと思います。その際には、条例の基本的な知識は持っておいた方が良いでしょう。他の講演ではあまり説明しないのですが、今回はまずここから説明を始めます。



第1 条例に関する基礎知識

1 条例を制定できる範囲

条例は、その地域の法律・ルールです。地域限定で効果を発揮します。都道府県議会、市町村議会、そこで議決されることで成立するものです。

条例には何でも書けるわけではありません。都道府県、市町村、それぞれが法律に基づいて仕事をする権限を持っていますので、その権限の範囲内でのみ条例を制定することができます。例えば鳥取県の場合であれば、鳥取県が仕事の権限を有する範囲が条例を制定できる範囲になります。ですから、国の仕事、市町村の仕事に関しては、都道府県の条例は制定できません。鳥取県の条例で「手話を普及しましょう」と定めた場合、学校で言えば基本的には県立学

校での話となります。鳥取の場合、小・中学校はほとんど市町村立ですので、県の条例で定めたから、小・中学校でもやれというわけにはいきません。市町村は、県条例に拘束されずに自分たちでこういった施策を推進すべきか判断できるわけです。ですから、鳥取県内の小・中学校で手話の普及を進めていくためには、県教育委員会から市町村教育委員会に対して、県施策への協力を要請していく必要があります。

また、条例は法令の範囲内で制定されるものです。法令とは法律と理解してもらえば良いです。つまり条例よりも法律の方が強いということです。法律と条例でそれぞれ別々の定めがしてある場合には、基本的には法律が優先します。こういったことは、日本国憲法、地方自治法等で定めてあります。

それから、条例は議会で成立しますが、そもそも誰かが議会に条例案を提案しなければ議論になりません。現在の地方自治制度上、条例案を議会に提案する方法は3つあります。1つ目は、知事や市町村長の行政側で提案する方法、2つ目は、都道府県議会、市町村議会の議員が提案する方法、3つ目が住民請求による方法です。

知事や市町村長が提案する場合は、知事や市町村長が条例案を議会に提出することを決意すればそれで終わりですが、例えば議員の場合は、議員定数の12分の1以上の賛成が必要といった条件があります。また、住民請求による場合だと、有権者の50分の1以上の署名が必要で、しかも条例案を自分で作成する必要があります。住民投票に関する条例等では、この住民請求による事例もありますが、それ以外だと私はあまり知りません。これまでに手話言語条例が制定された自治体だと、行政、議員のどちらかが提案しています。

条例が議会で成立すれば、誰が提案したかということは関係ありません。成立すれば効果は一緒ですが、条例が成立した後の取組みの進め方という点で少し違いがあります。

その違いは予算案の提案権です。行政の場合、議会で予算案の議決を受けた後で予算執行が可能となりますが、予算を提案するのは知事、市町村長だけです。議員には予算を提案する権限はありません。ただ、予算は議会で議決されなければ成立しないので、決定権は議会にあります。

どういった事業をやるかとか、その事業にいくら予算が必要かということを考えるのは、予算の提案権を持つ知事や市町村長が中心になります。もちろん議場での論戦や議員からの意見・提案を受けて、知事等が新規事業を考えたり、既存事業を充実させることはよくありますので、議員が事業内容に関与できないわけではありませんが、議論のベースとなる予算案を考えるのは知事や市町村長だということです。一般的には、行政は執行機関で、議会は意思決定機関・チェック機関と言われます。ですから、執行機関である行政側が消極的な場合、議会の方が頑張って煽らないと事業が推進しにくいケースもあるだろうと思います。

つまり、どういった施策展開で、個別施策をどれくらいのスピード感で進めるかということは、現行制度上、どちらかという行政側に委ねられているようです。ですから今、全国でいくつか条例が成立していますが、自治体ごとに、今後の取組みの進捗状況に差が出てくるだろうと思います。

それから、都道府県と市町村の関係ですが、現行制度上、都道府県と市町村は完全に対等な関係です。30年ぐらい前であれば、国—都道府県—市町村という、ある意味で縦の関係があったと思いますが、現在、都道府県と市町村は対等の関係となっています。県が何かを決めれば、全ての市町村がそれに従うということではありません。地方自治体とは、県と市町村の両方を含んでいます。国と地方自治体は違いがはっきりしていますが、地方自治体である都道府県と市町村の違いは、上下の関係ではなく、仕事の役割分担が違うだけという整理になってい

ます。

おさらいですが、条例制定権の範囲はその自治体の事務であること、法令の範囲内であることです。手話言語条例の場合は、障害者基本法等の法律と方向性が同じなので、あまり法令の範囲内かどうかということに気をする必要はありません。例えばある行為を規制する、禁止する、義務を課するような条例の場合には、法令の範囲内かどうか、権利を制限する場合には、憲法に抵触していないかという点にも慎重な検討が必要です。手話言語条例の場合だと、それがその自治体の事務かどうかということが、一番のポイントになると思います。

都道府県が条例を作る場合に、こういったことを条例に盛り込んで欲しいと訴えても、それが国や市町村の事務であれば難しい、都道府県の事務でなければ、普通は都道府県条例には書けません。ですから、検討会等の場では、各参加者で課題を共有する意味合いもあるので条例に書ける話だけする必要はありませんが、そもそも制度的に条例に書き込めない話をずっと続けていると、時間だけが経過してしまい、結果的にそこでの議論が内容に反映されないことになりかねません。条例で書けることと書けないことがあると理解していただければ良いと思います。

2 条例の類型

条例検討の流れについて紹介します。これは条例のときだけの話ではなく、何か新規事業を企画・立案するときも同じです。

まず社会の中に存在する課題を行政が認識し、民間で解決すべきものか、行政が解決すべきものかという整理を行い、行政が解決すべきものである場合には解決策の検討を始めます。解決策として大きく分けると、規制する方法、規制しない方法があります。条例にも同様の分類の仕方があります。

条例も法律もある程度、条文の構成パターンは決まっています。よくあるのが、まず目的があり、基本理念、用語の定義、主体ごとの役割、

具体的にどういった取組みを進めていくか、その取組みの実効性をどう担保していくかを定めるという構成です。また、行政だけで実施するよりも、外部の方が定期的に事業の進捗状況等をチェックする方が効果的に施策を実施できる場合には、第三者機関を設置することもあります。

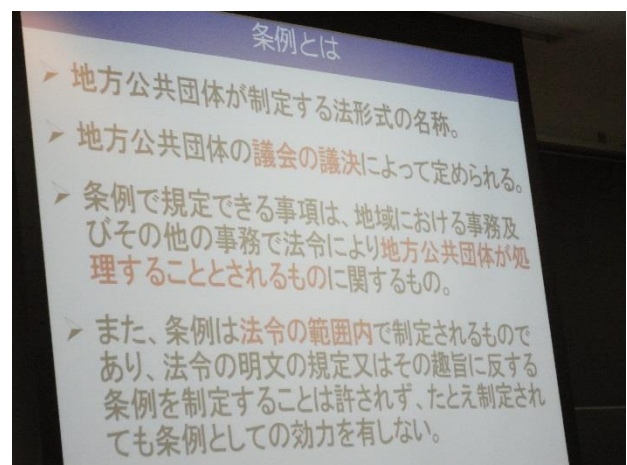
条例の類型にもいくつか種類がありますが、今回最初に紹介する分類だと4パターンあります。類型を覚えて欲しいわけではなく、手話言語条例に当てはまる類型がいくつか登場しますので、そのタイプの持つ課題や特徴を知っていただけると参考になると思います。

手話言語条例は、1番目の規制型条例ではありませんが、2番目の誘導型条例という側面があります。例えば、手話の普及が進むように補助制度を設けて、手話サークル、手話学習に意欲のある団体が手話学習しやすいように促すといったことを盛り込むようなケースです。この誘導型には、行政の裁量の幅が広い、誘導しても実際その通りになるかどうか分からない、結局、効果の有・無は住民等の自主的な判断に委ねられるという面があります。

また、3番目の理念型条例という類型も手話言語条例に該当するものです。理念等をぐっと前面に押し出した条例という意味です。どうしても抽象的な文章になりがちなので、実効性をどう確保するかという点が課題になると言われます。また、条例が制定されただけで社会がガラッと変わるわけではないので、具体的にどういった取組みをするかという点が非常に重要になります。例えば、あるエリアで一定の高さ以上の建物を建てる際に許可が必要となるような条例の場合、条例が成立するとすぐにそういった行為が条例違反になるわけです。すると罰金刑を科されたり、撤去命令を出されたりする、これは条例が制定されればすぐに効果が発揮されます。ただ、手話言語条例の場合は、それだけで人の行動を強制することはできないので、その後どういった取組みを進めていく

かという点が非常に重要になります。4番目は手続き型条例といいますが、あまり関係ない類型なので省略します。

それから、さっき条例の類型が4パターンあると言いましたが、また別の考え方で、基本条例、個別条例という類型があります。このうち基本条例の特徴は、手話言語条例に該当する部分が多いので紹介します。特徴の1つ目として、議会で議決されたことによって、基本的には行政の長はその施策に率先的に取り組むことになる、そういった効果があるという点です。また、2つ目の特徴として、議会で廃止するまでその条例は有効ですから、例えば知事選挙で知事が変わったとしても、条例が廃止とはなりません。つまり、自治体の総意として、ある取組みをピックアップして推進することができます。継続して取組みを進めていかないといけないテーマについて、特にそれを取り上げて条例化するという方法は、手話言語条例にも共通する手法です。



第2 手話言語条例制定までの検討経過

1 鳥取県将来ビジョン、あいサポート運動の広がり

次に、鳥取県において手話言語条例が制定されるまでの経緯を簡単に紹介します。

手話言語条例制定の直接的なきっかけは、平成25年1月に全日本ろうあ連盟の久松事務局長、鳥取県ろうあ団体連合会（現：（公社）鳥取県聴覚障害者協会）の荻原会長が鳥取県庁に来られ、

平井伸治鳥取県知事に対して直接、手話言語条例の制定を要望したことです。その後、知事が記者会見で条例検討を発表し、研究会を立ち上げて条例内容の検討を進め、平成 25 年 10 月、平成 25 年 9 月定例鳥取県議会において条例が成立します。

では、なぜ鳥取県が全日本ろうあ連盟から要望先として選ばれたのでしょうか。鳥取県では、平成 20 年 12 月に鳥取県将来ビジョンという、いわば長期計画を策定しました。この計画を策定するに当たり、県民の意見を反映させるために県内でタウンミーティングを実施しました。その時に鳥取県の西部、米子市の会場で、「手話を言語と認めて欲しい」というろう者からの意見があり、この意見を受けて、将来ビジョンの中に「手話が言語文化である」といった文言を盛り込んだのです。行政の長期計画の中に、手話が言語だと書き込まれたことが、当時全国初だったそうで、そこから鳥取県が全日本ろうあ連盟から注目されるようになります。また、知事が以前に手話を学んでいたこともあり、当時から鳥取県はろう者と手話に理解がある県だと認識されていたようです。

さらに、その将来ビジョン策定の翌年、平成 21 年 11 月から「あいサポート運動」をスタートします。あいサポート運動とは、多くの県民が様々な種類の障がいの特徴を理解し、適切な配慮・支援の方法を学び、その上で様々な障がい者に対して少しだけ手助けすることによって、障がいのある・なしに関係のない共生社会を築いていこうという取り組みです。今は、鳥根県、広島県、奈良県、長野県、埼玉県富士見市・三芳町とも連携して一緒に取り組んでいます。今年度は山口県、和歌山県でも連携できるように話を進めています。

一緒に連携して取り組むというのは、鳥取県で作成した DVD、学習教材、ロゴマーク等について、共通のものを使って、各県の皆さんも一緒に勉強していこうという意味です。DVD は約 60 分で、この勉強会のことを「あい

サポーター研修」と呼んでいます。研修では、最初に少し講師がお話しをして、DVD を見て、最後に少し手話の勉強をして終わりです。後はこの研修で勉強したことを踏まえて、一人一人が意識を高め、障がい者が困っていそうな場面では少し手助けしてみましようという取り組みです。

こういった取り組みを推進する中で、平成 25 年 1 月に全日本ろうあ連盟等から要望があり、条例の検討がスタートします。ちなみに私が担当になったのは平成 25 年 4 月で、条例案を作ること、条例案の内容は研究会で議論して検討していくことは決まっていたものの、その内容はこれから考えましようというタイミングでした。

もともと、1 年間かけて条例案を作ろうという話だったのですが、平成 25 年 6 月に開催した鳥取県ろうあ者大会において、鳥取県ろうあ団体連合会の荻原会長から知事に対して、「せっかく作るのならできるだけ早く、良いものを作ってもらいたい」と要望があり、平成 25 年 9 月県議会に条例案を提案することになりました。

＊あいサポート運動（障がい者サポーター）

<http://www.pref.tottori.lg.jp/aisupport/>

2 手話言語条例（仮称）研究会、パブリックコメント（意見募集）

条例案の内容を検討する手話言語条例（仮称）研究会は、4 月、7 月、8 月に 4 回開催しています。4 月に開催したときは、手話関係者以外の委員、県庁職員は手話言語条例自体が一体何なのかよく分かっていない状況だったので、4 人のろう者委員から、これまでどういう気持ちで暮らしてきたか、条例に何を期待するかといった話をしてもらい、委員、事務局の皆で聞きました。その後、6 月の鳥取県ろうあ者大会のときに条例案を前倒しで作ることになったので、7 月と 8 月に 3 回の会議を詰め込み、全速力で条例案をまとめました。もともと 1 年間かけて検討するつもりだったので、6 月の段階ではま

だ白紙状態でしたが、9月議会に提案するためには8月中旬には完成度の高い条例案をまとめておく必要があります、6月から急ピッチで検討を開始しました。

ところで、条例案はどれくらいの期間で書くイメージがあるでしょうか。実際は3日ぐらいで書いて、あとは添削です。文章自体は短い方なので期間的にはそれくらいです。ただ、4月からこういった内容にすべきかずっと考えていました。

それで、6月に「実は9月議会に出すことになっちゃった」と課長に言われ、「そうですか。では1週間ください」と言って、7月の頭には会議を開かないといけない状況でしたので、1週間で素案を書いて、課長が少し直して、会議で提示したところ、委員の方から割と好評だったので、以後はこの素案をベースにして検討が進んでいきます。もし、このときの素案が全然ダメであれば、数カ月は条例成立が遅れたのではないかと思います。

一般的には条例というのは、客観的に冷静に書くというのが基本で、利害関係者間のバランスを考えながら書くものです。4月に担当になって以降、毎日ろう者の文化・歴史等の勉強をしてみて自分なりに色々感じるようになりました。基本的に条例は、あまり面白くない無機質な文章ですから、それに少し魂を入れたいと思って、あと、なぜ条例を制定するのかということを説明するために、「前文」を入れようと考えました。条例は、第1条から始まるのですが、その前に前文を入れる場合があります。一番有名な前文は日本国憲法の前文ですね。手話言語条例の場合の前文は、自分なりにろう者になった気持ちで考えたわけです。

次に条例案を具体的にどのように考えたかということです。普通は新しく条例を作る場合、他の都道府県、市町村に似たようなものがあってそれを参考にしながら作ることが多いのですが、当時、手話言語条例を検討していたのは、北海道石狩市だけで、その石狩市もまだ条文を

考える段階にはなく、その前の検討の最中といった時期だったため、これも参考にできませんでした。それでどうしようかと思って、全日本ろうあ連盟が作成していた手話言語法案を手掛かりにして検討を始めました。全日本ろうあ連盟が作成した手話言語法案が掲載された報告書では、手話言語法に盛り込むべき内容として、5つの権利保障が提示されていました。①手話を獲得する、②手話で学ぶ、③手話を学ぶ、④手話を使う、⑤手話を守るという5つですが、法案を読んでみてそのまま条例にするのは難しいと感じました。ただ、当事者団体が時間をかけて議論して考えたものでしたし、その5つの要素は盛り込んだ方が良さだろうと思いました。

この法案がそのまま条例にしづらい理由は2つありました。1つは法案として作られているということです。法案なので当然ですが、鳥取県の条例では書きづらい、鳥取県の仕事でないところまで書いてあるわけです。国の仕事のことで書いてあるのでこれを県条例に書くのは難しいということです。もう1つは、ろう者自身の権利保障要求という色合いが非常に強かったという点です。当事者団体として考えたものなので、当然そうなるでしょうし、これまでのろうあ運動の流れから言っても、行政と対峙して、抑圧された権利を勝ち取って行くという構図がありましたので、法案にも何となくそういった雰囲気は出ていました。法案だと条文の主語が「ろう者は」とか、「ろう者が」というものが多いですね。それで権利保障という印象が強い。それを条例の場合には、「県は」とか「県が」という形に置きかえて作っていきました。

ろう者の権利保障が前面に出ていること自体、全く悪いことではないのですが、ただ全国初の条例制定を目指す中で、県民の方にろう者のための条例という見方をされるのはあまり良くないと思ったということです。逆に言うと、聞こえる人の側が、自分達には関係のない条例だと思ってしまうと、これから条例制定を目指

す上でも、条例制定後の施策展開を考えて行く上でも悪影響だと思いました。基本的に手話というのは全ての県民に関わりがあるものですから、一人でも多くの人に協力してもらう形をとる条例案でなければ上手くいかないと感じました。それから、手話が福祉の世界だけのものではなくて、もっと社会に広げていくためには、やはり全ての県民が対象で、皆さんにも関わりがあるものですよというメッセージを込めた条例にしたかったのです。

というわけで、何とか条例案をまとめると、次にパブリックコメントという県民の方からの意見募集を行います。そこで得た意見を踏まえて、さらに条例案を修正して議会に提出しました。

平成 25 年 9 月県議会に条例案を提出したのですが、この議会では全体で 25 人の議員が議場で質問を行い、そのうち手話言語条例に関する質問をした議員は 6 人でした。これは 1 回の議会での質問者数としてはかなり多いですね。条例案に対する関心の高さをあらわしています。

議会では、「条例の意義は何か」、「手話サークルへの活動支援の拡充」、「県立病院での意思疎通支援の充実」、「学校での手話の普及」、「意思疎通に困難がある他の障がい者への支援の充実」といったテーマで論戦が行われました。こちらは手話言語条例頑張れという方向の議論ですね。その一方で、「条例の趣旨には賛同できるけれども、そもそも手話は言語なのか」、「条例の前文が長すぎる」、「前文に情緒的な表現が多用されている、そもそも前文は不要ではないか」、「言語としての手話の定義が曖昧だ」、「条例名は言語条例ではなくて、手話普及条例でいいじゃないか」、「障害者基本法、障害者総合支援法があって、全国で取組みが進められているのだから、今の法律の枠組みの中で取組みを進めていけばいいのではないか」といった意見もありました。様々な意見がありましたが、最終的に、条例案は全会一致で可決され、平成 25 年

10 月 8 日、ついに条例が成立します。

条例が成立した日は、県議会の傍聴席でたくさんの方、手話関係者が傍聴していて、議会が終わった後、知事が傍聴席に行って皆と一緒に条例成立を喜びあいました。当日は約 100 人の傍聴者がいましたが、傍聴席がこんなに埋まること自体、とても珍しいことです。この時、私は障がい福祉課の中にいて、電話番をしていましたので、実はこの瞬間は見いていません。「あ、できたの」という感じでした。当日の様子はニュース・新聞で見ました。

議会中、毎日のように論戦があり、その様子が新聞やニュースで報道されていたので、手話言語条例というものが議会で議論されていることは、一般の方もそれなりに認知してくれている感じはありました。

＊鳥取県手話言語条例（仮称）研究会

<http://www.pref.tottori.lg.jp/221774.htm>

＊パブリックコメント（手話言語条例）の実施結果 <http://www.pref.tottori.lg.jp/222395.htm>



3 条例検討過程の重要性

ここで条例の制定とその地域の社会環境について、少しお話をします。条例を制定する場合には議会の議決が必要ですが、議会というのはその地域の住民の代表者で構成している機関です。その議会で過半数の人が賛成しないと条例としては成立しません。ですから、その地域が受け入れられるところまでしか、そういう内容の条例しかできないということです。条例が制定されると、普通は何か新しい事業が始ま

ることになります。すると税金も余分にそこに投入されます。つまり条例が制定されることで、県の施策の優先順位が変わってくるわけです。他の施策に優先してでもそれをやるべきかという話になったときに、それはやった方が良いでしょうと、地域の人が納得できる内容でなければ条例にはなりません。いかに素晴らしい内容の条例であっても、それが地域で受け入れられなければ、条例としては成立しません。ですから、条例制定にはその地域の社会環境が大きく影響してくるのです。

おそらく 30～40 年前であればこういった条例はできていないと思います。戦後数十年間、ろうあ運動等の積み重ねによって、障害者権利条約の国連採択、障害者基本法の改正、手話サークルの広がり、手話通訳者の派遣・養成制度、欠格条項の廃止等少しずつ社会が変わってきました。その結果として、手話を普及した方が良いよねという認識が、社会的にある程度共有されている状況があったので、条例として成立したのだと思いますし、手話言語法の意見書の採択がここまで急速に全国津々浦々まで広がっている状況を踏まえると、特に鳥取県だけが変化しているのではなく、全国的にそういう下地があったということなのだろうと思います。

今の鳥取県手話言語条例の内容であれば、多分どこの地域でも受け入れられる内容ではないかと思います。鳥取県は特別に手話の取組みが進んでいた地域ではありません。鳥取県自体はごく普通の小さな県です。

ただ、全国で最初に条例が成立した理由の 1 つは、知事が決断したからです。これは結構大きなことで、どこでも条例が成立した自治体では政治家が決断をしています。知事、議員という違いはありますが、必ず条例案を議会に提案できる権限を持っている人が決断しています。もう 1 つの理由としては、全国で最初に条例案としてまとまったからです。この 2 点の理由で最初にできたと思っています。

条例制定を目指すことを決断するのは政治家ですが、関係者で集まって会議をやったからといって自然と条例案ができるわけではないので、条例案の内容に関しては誰が中心になってその案をまとめるのかといった点も重要なポイントになります。

今までに成立した条例を見ると、知事等が提案したパターンと議員提案の 2 つのパターンがありますが、どちらが良いということはありません。ただ、いずれにしても条例を制定した後で、どういう取組みを進めるのかという点が重要になります。以前に、あるろう者から、「うちも条例ができたのだけど、内容に不満がある」という話を聞いたことがあります。「でも、条例はないよりあった方が絶対に良いですよ」と言っていると、「かえって迷惑なこともあるよ」と言われました。そんなことはないと思います。やはり、ないよりはあった方が良いでしょう、絶対。

本来は条例がなくても取組みが進んでいくのが一番良いのですが、ただ、今どこの都道府県、市町村も、財政的に楽なところはありません。そういった状況下で新しい取組みを進めるのは結構大変なのです。ですからこういった、地域の総意を示す条例のような形で施策を後押しするものがあつたほうが良いと思います。少なくとも予算を確保するには大変役立ちます。効果がそれだけだとちょっと寂しいですけど。

あと、条例制定を目指すことになると、これはあまり表には出てこないのですが、例えば行政側で条例制定を検討する場合には、割と優秀な職員が担当する可能性が高まります。条例を制定することは、都道府県にとっても、市町村にとっても、役所にとって非常に大きなことです。しかも、知事や市町村長がマスコミに向けてそれを発表すれば、「やっぱり難しくて無理でした」とは言えないのです。普通は議会に条例案を提出するところまでは必ず進めます。すると、できるだけ失敗する可能性が低い人を担当にするわけです。結果的にそうなることが多

いです。別に私がそうだと言っているわけではありません。

あと、条例には理想を書くこともあります、それだけではありません。特に、条文の中には取組みの内容・方向性を書いたものもあるので、その場合には条例が制定された後にこんな取組みを進めていこうといった施策イメージを持ちながら条文を考えていきます。こういう課題があって、こういう方向で進めていきたいので、この条文を書くというように考えるのです。課題を把握し、その課題を解決するための取組みをイメージしながら条例案を考えることになりますので、仮にどこかの条例案をコピーして条例案を作ってしまうと、課題を把握する過程が省略されるので、条例を制定する意味が大幅に薄まります。条例ができるということはそこに至るまでの過程がかなり重要です。条例検討過程では、関係者間で課題を認識・共有する場ができるということです。ここでの検討が上手くいけば、その会議の場では皆で、「こういう課題があるよね」ということを認識して、解決策を一緒に考えていくことになります。地域の聴覚障がい者団体 VS 行政のような関係だと、団体は要望をするだけになりがちなので、要望を受けた行政側としてもこれでは一緒の方向に進んでいる感じはありません。これが条例制定のように、共通の目標が1個設定されて、その目標に向かって両者が進んでいくような気持ちになると、同じ会議をしても比較的建設的な意見が出やすい印象があります。なので、条例は制定されるまでも大事です。制定までが充実していると、制定後の取組みを進める時にも非常にスムーズに進みます。

第3 手話言語条例の概要

1 目的、役割・責務

手話言語条例ではその目的として、「手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及

のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現すること」と定めています。

ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会、これを目指すわけですが、ここに“共生”という言葉があります。これは仲良く暮らすという意味ではありません。ろう者の中には今も社会の様々な分野で活躍している人がいますが、まだ聞こえないことによって、聞こえないこと以上に活躍する機会を制限されている人もたくさんいますよね。例えば、聞こえないからろう者に管理職は難しいといった意見があります。聞こえないから電話が難しいというなら分かりますが、その人はマネジメント能力の高いろう者かもしれない、それを聞こえないという1点によって必要以上に活躍の機会が制限されてしまう。その人が持っている能力を十分に発揮できない環境というのは、社会的にも大きな損失だと思いますので、条例の目的には、聞こえる・聞こえないに関係なく、個人個人の能力が十分に発揮できる社会（＝共生社会）を目指しましょうという意味を込めたつもりです。

また、条例では、県、県民、ろう者、手話通訳者、事業者がそれぞれに役割を担い、その役割を果たしていくことで、手話の普及をはじめとする様々な取組みが推進し、ろう者と聞こえる人が共に暮らしやすい社会を作るといった組立てにしています。

条例の中で少し拘ったのが、「ろう者」という言葉を使うことです。あと、「手話通訳者」、「手話サークル」という言葉も条例の中に入れたいと考えました。条文の検討過程においては、例えば「ろう者」の場合、「聴覚障がい者のうち日常的に手話を使用する者」とか、法律的にはろう者ではなく、もっと一般的な表現もあり得るので、これではダメなのかといったやりとりもありました。ただ、ろう者が「ろう者」という表現が良いと言っているのだから、このまま条

文にしたいと押し切って「ろう者」という表現になりました。また、「聴覚障がい者のうち日常的に手話を使用する者」という表現にすれば本当に正確なのかという疑念もありました。法律的な正確性を優先した結果、ろう者が読んで分かりにくい表現になるのは絶対に避けたいという気持ちは強かったです。

「手話通訳者」は、ろうあ運動の歴史等を勉強した結果、手話通訳者の果たした役割に敬意を払って、手話通訳者という言葉を入れたと思ったのでこの表現を使っています。他の表現をしている自治体もありますし、どの表現が正しいということではありません。「手話サークル」もなかなか定義しづらかった言葉です。「手話学習者とどう違うのか？」と言われました。これもこれまでに手話サークルが果たしてきた役割等を説明して何とかこの表現として残しました。色々、県庁内部でも検討しながら、そういった言葉を条例の中に入れていったということです。県庁に条例審査部門があつて、国で言うと内閣法制局みたいなところなのですけど一言一句にチェックが入るのです。そこと連日やりとりをしながら条文を固めていきました。

＊鳥取県手話言語条例

<http://www.pref.tottori.lg.jp/222957.htm>

2 条例の特徴

手話言語条例の特徴として、次のとおりポイントを7つにまとめました。

- ① 手話を言語として認め、手話が使いやすい環境整備を推進
- ② 県民、事業者、ろう者、行政など関係機関がそれぞれ役割を担い、協働して取組みを推進
- ③ 福祉分野だけではなく、教育、民間、行政など幅広い取組みを推進
- ④ 障害者計画において手話に関する取組みを定め、総合的・計画的に推進
- ⑤ 外部機関を設置し、計画の策定等に関し意見を聴き、PDCA サイクルを回す

⑥ 県内関係者、全日本ろうあ連盟、日本財団等の協力を得て研究会で検討

⑦ 全国初の条例

この中だと3番目の「福祉分野だけではなく、幅広い取組みを進めていきたいと思います」とか、5番目の「外部機関を設けて、チェックしてもらいましょう」といった辺りは特徴的だと思います。

条例は、地域の法律ですから、その地域社会の意識、理解度が強く反映されてくるものだと思います。その地域社会の多数意見にならないと成立しないのです。ですから、手話言語条例は、鳥取県という地域社会があつて、その中で今どういった取組みを進めるべきか考えた結果、これは今やるべきだという内容が書いてあるのだと思います。

まだまだ、盛り込んだ方が良い内容もあるとは思いますが、皆で考えた結果であつて、今の到達点だろうと思っています。今後また手話の普及が進んでいけば、条例改正する日が来るかもしれません。本当はこういった条例がなくなってもろう者が困らない社会になっていることが一番良いでしょうが、その前にまずはより良い方向で条例改正ができるようになれば良いなと思います。

第4 鳥取県おすすめ観光ガイド動画(その1)

ここで、少し疲れてきたと思いましたので動画を見ていただこうと思います。平成26年度に県で観光地を紹介する動画を作りました。皆さんに1カ所見ていただきます。5分程度です。

＜動画＞手話ガイドによる鳥取県お勧め観光ガイド

※地形・地質の博物館 浦富海岸

<http://www.pref.tottori.lg.jp/246053.htm>

この動画はYOUTUBEでアップしていて、全部で10カ所作っています。鳥取のろうの女性2人に出演してもらって、10カ所全てでこの2人が紹介しています。私はほとんどの撮影現場に同行したのですがなかなか大変です。5分ぐらいの動画ですが、撮影には1日以上必要でした。

もともと、「観光地を手話で案内できる人がいるといいよね」という話から始まった事業です。今、金沢市でやっているろう者が観光地をガイドするような制度ができると良かったのですが、そもそもまず鳥取県内にどういう観光地があるのかが分からないと、鳥取に行こうという話にならないだろうと思って、観光案内の動画を制作しました。調べてみると、観光地を案内する動画は結構たくさん作られているのですが、手話通訳が付いているものはほとんどありませんし、字幕もないものが多いという状況でした。ですので、どうせ新しく作るのなら音声に手話通訳を付けるのではなく、逆にろう者が手話で説明して、それに対応する音声・字幕を付ける形が良いと考えて製作することにしました。

鳥取県内に三朝（みささ）温泉という有名な温泉地の中に、河原（かわら）風呂という、川のすぐ傍というか河川敷内にある露天風呂があります。今回、三朝温泉の観光案内動画も作ったのですが、やはり温泉を紹介するときには誰かが入浴しないと絵にならないので「誰が入る？」という話になりました。女性2人が入浴客にインタビューするという設定だったので、普通は同性の女性が入浴している方がインタビューしやすいですね。それで、動画制作会社にそういった人の手配ができないか相談したところ、「色々探したが女性は難しいので男性にしたい」と言われたので、せめて地元のろう者、手話関係者だけでも楽しんでもらおうということで、私が入ることにしました。全然知らない人だと面白くないでしょうし。ということで、本当は三朝温泉の動画を見てもらおうと思っていましたが、映像が上手く出ませんので、後でインターネットから見てください。

第5 手話施策推進計画策定までの検討経過

1 手話施策推進協議会

鳥取県手話施策推進協議会は、平成25年12月、手話言語条例に基づいて設置された会議の

ことです。協議会長は、ろう者である鳥取県聴覚障害者協会の石橋事務局長がつとめています。聴覚障害者協会、手話通訳士協会、手話サークル、医療機関、介護事業者、市町村、聾学校等が委員、オブザーバーとして参画しています。会議の事務局は、福祉部局（障がい福祉課）と教育委員会（特別支援教育課）が担当しています。平成27年3月までに6回の会議を開催し、予算案にどのような施策を盛り込むかとか、鳥取県手話施策推進計画に盛り込む内容等について検討を重ねてきました。

平成26年3月からこの協議会で議論を重ねて、平成27年3月に鳥取県手話施策推進計画を策定しました。これは手話言語条例に基づいて定める計画で、これからの手話の普及を進めていく上で、大切にすべき考え方、取組項目、方向性等を示しています。考え方や方向性は条例にも書いてありますが、この計画はもっと詳しく・具体的に書いたものです。

＊鳥取県手話施策推進協議会

<http://www.pref.tottori.lg.jp/227368.htm>

2 手話に関するアンケート、パブリックコメント（意見募集）

(1) 手話に関するアンケート

この計画を策定するに当たり、協議会での議論と併せて、平成26年6月から8月にかけてアンケート調査を実施しました。アンケートは、ろう者、手話関係者、一般県民を対象として3種類に分けて実施し、全部合わせて約700人の方から回答をいただきました。この中で特筆すべきことは、ろう者137人から回答をもらったことです。鳥取県内のろう者は約500人とされていますが、おそらく鳥取県において行政機関がろう者からこれだけの数の回答をもらったことはないはずです。

社会の中には様々な課題がありますが、実はこれを発見することが一番難しいと思います。課題が見つければ、これへの対策を考えることができ、それが事業となります。計画策定に当たり、このアンケートを課題把握のきっかけに

したいと考えていましたので、是非とも多くの人にアンケートに回答してもらう必要がありました。

通常、行政がアンケートを実施する場合、各個人宅に文書が郵送されて、それを返送する形をとります。ただ、ろう者の場合、「役所から文書が来ると、読んでも分からないから封筒を開けずに捨てる人が多い」という話を聞いていたので、捨てられないように何か工夫したいと思っていました。特に、条例制定の時には高齢ろう者の意見を十分にきけなかったという気持ちがありましたので、計画策定の時には是非ともたくさん的高齢ろう者の意見を集めたいと思っていました。もちろん条例を検討するために設けた研究会でも、手話施策推進協議会でも、鳥取県聴覚障害者協会が推薦する人に委員として就任してもらい、地域のろう者代表として意見していただいておりますが、計画策定に当たっては、協会役員だけではなく、高齢ろう者を含む幅広いろう者の意見・経験談を集めたかったです。

そこで、これまで特に行政に対して意見したことがない人の意見を集めたいと思い、アンケートにある工夫をしました。まず、これまでのやり方だと文章を読むのが苦手な人はアンケートの内容が分かりませんので、アンケートの内容をろう者が手話で説明する動画を作って、その動画を見れば内容が分かるようにしました。また、鳥取県聴覚障害者協会が主催する行事でアンケートへの協力を求めることはもちろんですが、そういった行事に参加しない、あまり外出しない高齢ろう者もたくさんいますので、3人の聴覚障がい者相談員にも協力してもらって、高齢ろう者宅への戸別訪問の機会等を利用して、アンケートへの協力をお願いしました。ろう者は、最初にアンケートの動画を見て、回答するときに筆記が難しければ、聴覚障がい者相談員に手話で答える、すると相談員がその手話を筆記して回答する、といった方法も駆使してアンケートを回収していききました。で

すので、鳥取県聴覚障害者協会には全面的に協力してもらった上で、アンケートの期間も通常よりも長く確保して、回答率が上がるように工夫しました。

アンケートもやり方次第で、少し工夫すればある程度回答率が上がるのが分かりました。実は、ろう者はアンケート用紙を配ってもあまり返ってこないイメージを持っていましたが、今回は、①アンケート内容を手話で説明する動画を作成、②筆記が難しい人には聴覚障がい者相談員が代筆で対応、③アンケート期間を長めに設定、とした結果、たくさんの方から回答してもらうことができました。

アンケート結果を見ますと、多くの県民が条例のことを知っているがまだ約2割の県民は条例を知らないこと、県民のうち約36%が条例制定後に手話・ろう者への興味・関心が高まっていること、県民の約64%は手話を学習してみたいと思っており、80%以上の県民が子ども達に手話を学んで欲しいと思っていること等が分かりました。引き続き条例の普及啓発や手話・ろう者への理解促進のための取り組みが必要であること、手話学習に関する潜在的ニーズは存在するので手話を学ぶ機会を提供していくことが必要と考えています。また、防災とろう者の居住地域において、ろう者への配慮が足りないと多くのろう者・手話関係者が感じていることが分かりました。居住地域において、ろう者への理解が広がっていかなければ防災時にも大きな影響が出かねません。防災と地域での手話の普及は一体的にとらえて、施策を考えていく必要があると感じました。

＊手話に関するアンケート(平成26年6～8月)

<http://www.pref.tottori.lg.jp/239302.htm>

(2) パブリックコメント(意見募集)

こうして得られたアンケート結果を踏まえて、計画の素案を作成し、協議会で議論した上で、平成27年1月から2月にかけてパブリックコメントを実施しました。パブリックコメント実施期間中に開催した県民説明会には約60

人の参加があり、様々な意見をいただきましたし、その他にファックス・メール等により、27の個人・団体から 72 件の意見が寄せられました。手話学習においては手話表現技術とろう者の暮らし・現状の理解は不可分であるといった手話学習に関する意見、高齢ろう者の利用できる福祉サービスが少ないことや聞こえない新生児・家族へのフォローを充実すべきといった意見、手話通訳者の指導者養成を急ぐべきといった手話通訳者に関する意見、学校現場での手話の普及に関する意見等様々な観点から意見をいただきました。

※パブリックコメント（手話施策推進計画）の実施結果

<http://www.pref.tottori.lg.jp/222395.htm>

第6 鳥取県おすすめ観光ガイド動画(その2)

ここで、先ほど調子の悪かった三朝温泉の映像が表示できるようになりましたので、少しご覧ください。

＜動画＞手話ガイドによる鳥取県お勧め観光ガイド

※世界屈指のラジウム温泉！三朝温泉

<http://www.pref.tottori.lg.jp/246053.htm>

一応、腰にバスタオルを巻くように言われたので巻いていますが、その下は水着ではなくちゃんと脱いでいます。県庁職員は意外とこういった動画には出ませんから結構珍しいんですよ。特に入浴シーンは出演するに当たってハードルが高いのではないかと思います。私はあまり気にしませんでした。

第7 手話施策推進計画の概要

1 計画の構成

(1) 計画策定の意義

こういった手続きを経て、平成 27 年 3 月に手話施策推進計画が完成します。

計画の目的は、継続的に手話施策を推進するために必要な、取組みの基本方針を定めることです。自治体が何か施策を展開する場合、通常

は予算が必要になります。ただ、自治体の予算は1年単位で決定する仕組みになっているので、来年何をするのか、そのためにいくらお金が必要かということは決められますが、5年後、10年後の目標となると予算だけで決めるのは難しいのです。長期計画という意味では、自治体が定める障害者計画がありますが、範囲が広すぎることで、手話に関する記述が少ないことからこれだけでは不十分です。というわけで、今後条例に基づいて、手話の取組みを進めていくために、長期目標、しかも条例で定めた内容をより詳しく書いた計画を策定することにしました。

計画期間は平成 27 年度から平成 35 年度まで、鳥取県障害者計画と同じ計画期間としました。当然、計画期間内であっても必要があればその都度見直しを検討していきます。なお、手話施策推進計画と障害者計画との関係ですが、手話施策推進計画のエッセンスを障害者計画に盛り込む形で両計画の整合を図っています。

(2) 施策の基本的な考え方

次にこの計画内容を説明します。

手話に関する取組みを、「手話の普及」と「手話を使いやすい環境整備」の2つに整理しました。その上で、手話の普及、手話を使いやすい環境整備に当たっての基本的な考え方を示し、それぞれの柱となる取組みを手話の普及では3つ、手話を使いやすい環境整備は6つ設定しました。そして各取組みを進めていくことで共生社会の実現を目指すことにしました。計画の中には様々な取組みがありますが、行政だけではなく、ろう者、手話関係者、それ以外の県民・事業者等が皆で力を合わせて取り組んでいかないとなかなか上手くいきません。

昨年実施したアンケート結果を見ると、手話を学習したい理由として1番多かったのは「教養として身につけたい」でした。手話を学習したいと答えた人の40%ぐらいです。2番目が、「ろう者とコミュニケーションをとってみたい」、手話を学習したいと答えた人の25%です。

手話に関心を持つこと自体、とても良いことですが、手話表現を覚えるだけでは不十分であって、やはりろう者との交流を通じて、ろう者の考え方、生活等も併せて学ぶ、学び続けることが理想だと思います。私の経験上もそう感じていましたので、手話の普及に関する基本的な考え方として、手話表現を覚えるだけではなく、ろう者の生活・文化等を知り、ろう者と聞こえる人が交流して互いの理解を深め、学びあうことを大切にして進めることとしました。

また、手話を使いやすい環境整備に関する基本的な考え方としては、ろう者等の意見を聴きながら、ろう者の生活・ニーズに合った形で進めることとしました。

(3) 手話施策推進方針

手話の普及に関する取組みは次の 3 つです。

① 地域、職場における手話の普及

地域、職場等でろう者との関わり方に合わせて手話学習を進めてもらうことにしました。地域でも職場でも関わり方が深いところでは、より深い手話学習をという意味です。特に地域においては手話学習を通じて、ろう者と聞こえる人が交流を深め、災害時等に助け合える環境づくりにつなげたいと考えています。また、手話パフォーマンス甲子園の開催等を通じて、手話への興味・関心を幅広い世代に広げていきます。

② 教育における手話の普及

各学校において、手話ハンドブック、平成 26 年度にスタートした手話普及支援員派遣制度等を有効に活用しながら、児童・生徒への手話の普及を進めていきます。

③ 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信

もちろん、行政機関等でも手話学習を推進していきます。

また、手話を使いやすい環境整備に関する取組みは次の 6 つです。

① 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実

条例制定後、手話通訳者の派遣依頼が急増している現状があります。また、様々な分野・場

面でろう者に活躍してもらいたいと思っています。ろう者が活躍できる環境を整備するために、情報保障は非常に重要なポイントです。手話通訳者の養成に力を入れるとともに、現在手話通訳者である方の通訳技術向上、健康管理等にも配慮しながら取組みを進めていきます。

② 聴覚障がい者相談事業の充実

県内には 3 人の聴覚障がい相談員が配置されており、日々様々な課題の解決に向けて尽力されていますが、ろう者から受けた相談への対応だけではなく、例えば通訳現場で発見した課題を相談につなげていく等、積極的に相談ニーズを把握してろう者の生活に役立つ制度として充実させていきます。

③ 鳥取聾学校・難聴学級における手話による教育の推進

教職員の方の協力も得ながら、児童・生徒、保護者の立場に立ってよりよい教育環境づくりを進めていきます。また、新生児聴力検査で聞こえないことが分かった後、ろう児・家族に対して医療機関、保健師、聾学校が連携した支援も進めていきます。

④ 新しい手話コミュニケーション環境の創出

現在実施中の遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービスの提供等、新しい情報通信技術を活用しつつ、ろう者が暮らしやすい環境整備を推進していきます。

⑤ ろう者が働きやすい環境づくり

ハローワークの手話協力員、高齢・障害・求職者雇用支援機構の手話通訳担当者の委嘱助成金、さらに平成 26 年度に新しく県が創設した聴覚障がい者就労支援事業等の活用を促し、職場での情報保障の充実、職場環境の改善を進めていきます。

⑥ とっとりの手話の文化的発展

鳥取の手話表現、地域の手話を大切に記録・保存する等の取組みを通じて、手話の発展にも努めていきます。平成 26 年度に補助制度を創設し、少しずつですが鳥取の手話表現をビデオカメラ等で撮影し、記録・保存しているところ

です。

鳥取県手話施策推進計画は、鳥取県障がい福祉課のホームページにアップしています。行政が作成した計画としてはわずか6ページとページ数も少ないですし、計画では数値目標等も公表していますので、興味がある方は一度ご覧ください。

＊鳥取県手話施策推進計画

<http://www.pref.tottori.lg.jp/246061.htm>

第8 条例制定後の手話関連施策の展開

1 条例制定による影響、変化

(1) 県民の関心の高まりとろう者の意識の変化

条例制定後、様々な面で変化があらわれてきています。

まず、県民の手話に対する意識・関心が高まっています。「手話を勉強するにはどこに行けば良いのか？」といった県庁への問合せも増えましたし、特に平成25年度、平成26年度には聴覚障がいの人権研修のテーマとした公民館等が凄く増えました。企業・団体等が主催する手話学習会の講師謝礼等に対する補助制度を創設したところ、平成25年11月から平成27年3月までに手話学習会が約60回開催され、約1,400人が参加しました。また、手話初心者を対象とした県主催の手話講座を平成25年12月から平成27年3月までの間に約50回開催したところ、約800人が参加しました。こうした手話講座の開催数増加に伴い、手話講座への講師派遣依頼件数も急増しており、平成26年度は平成24年度の約18倍に達します。また、手話検定の受験者数（鳥取県内開催分：2級～5級）は約2.3倍（平成24年度：51人、平成26年度：119人）、手話奉仕員養成講座の修了者数は約2.6倍（平成24年度：54人、平成26年度：140人）と条例制定後に急増しています。

手話通訳者の派遣状況について、上半期（4月～9月）で比較しますと、平成24年度が214件、平成26年度が506件、約2.4倍です。この件数

は、県が実施している手話通訳者派遣事業の派遣件数で、講演会、研修会等の壇上に立って行う手話通訳の場合を示しています（病院等と同行して行うろう者個人向けの手話通訳者派遣は市町村で実施しており、この件数には含まれていません）。この件数の伸びは、行事の主催者側の意識が変わってきていることを示しています。手話言語条例が成立したことで、主催者側が以前より敏感にろう者の存在を意識し始め、手話通訳者を配置すべきだと感じた結果、条例が成立した平成25年頃から、それまで手話通訳者が配置されていなかった講演会等にも続々と配置されるようになっていきます。

ただ、その一方で登録手話通訳者数が倍増しているわけではない（平成24年度：32人、平成26年度：41人）ので、現場は非常に大変です。手話通訳者の側としても、派遣依頼が来れば全部受けたいという気持ちが強いので、これまで依頼を断ったことはないのですが、ただこれ以上増えてくると、そろそろ断らないといけなくなるかもしれません。ただ1回断ってしまうと、その主催者はもう派遣依頼しなくなってしまうので、非常に難しい判断になります。現場の運用がととても大変ですが、社会の関心が高まっている証拠でもありますので、手話通訳者の派遣依頼が急増していること自体は良い効果だと思います。

一方、ろう者の意識の変化もあります。手話講座への講師派遣依頼が急増したために、講師不足も課題となっていますが、以前は「指導経験がないから無理」と講師を断っていたろう者が、「条例もできたし、力になれるなら自分も少し頑張ってみようか」と手話の指導を行うようになった事例、また、列車通学の聾学校の生徒で、以前は通学列車の中では口話だけで友達と話をしていたそうですが、条例制定を機に「堂々と手話で話そう」と決め、通学列車の中でも手話で友達と話しながら通学するようになった事例等、具体的な行動の変化としてあらわれている事例を耳にします。条例が制定され

たことによって、ろう者であることに誇りを持てたという意見もよく聞いています。

このように社会が変わり始めている気配はあるものの、条例が制定されたからといってすぐに全ての県民に手話が普及するわけではありません。今後はこれを一時的なブームではなく、継続的な取り組みとして、しかも中途失聴者、難聴者、盲ろう者等への理解促進にもつなげ、障がい者施策全体の底上げを図って行く必要があります。

(2) 県予算額の推移と盲ろう者支援

県予算額の推移を見ると、条例制定が手話関連予算だけではなく、視覚障がい、盲ろう者関係の予算を押し上げる効果もあつたことが分かります。

聴覚障がい関連予算は条例制定による強い追い風もあり、平成 24 年度 (51,965 千円) と平成 27 年度 (123,300 千円) を比べると何と 2.4 倍に増えています。ただ、その一方で視覚障がい、盲ろう関連予算も着実に増えています。特に、盲ろう関連予算はもともと脆弱だったので、条例制定を機にぐっと増やすことができました。(平成 24 年度 : 4,898 千円、平成 27 年度 : 14,177 千円)

盲ろう者支援に関しては、予算を増やして新規事業を始めています。平成 27 年度から実施している事業の中で一番特徴的なのが、盲ろう者宅への戸別訪問事業です。

鳥取県の場合、「鳥取盲ろう者友の会」という団体があり、ここが盲ろう者向け通訳・介助員の派遣・養成等を実施していますが、現在、この友の会とつながっている盲ろう者は 7 人だけです。身体障害者手帳の視覚障がいと聴覚障がいの両方で認定されている人は、県内に約 70 人いるにも関わらず、友の会につながっている人は 1 割だけです。今年、盲ろう者通訳・介助員の方を盲ろう者支援コーディネーター (県の非常勤職員) として採用しました。身体障害者手帳の所持者であれば住所は分かるので、このコーディネーターが実際に盲ろう者宅に行つて

みて生活状況等を把握して、その人に意思疎通支援等が必要かどうかを確認し、必要があれば友の会につないで支援をするという、盲ろう者の探し出し事業を始めています。

2 新たな取り組み—その成果と課題—

(1) 遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービス

ここからは条例制定後の手話に関する具体的な取り組みについて紹介していきます。最初は遠隔手話通訳サービスです。タブレット型端末のテレビ電話機能 (スカイプ) を通じて手話通訳を行う仕組みですが、現在は JR 鳥取駅、バスターミナル、県庁、県立図書館等 9 箇所の施設窓口にタブレット型端末を設置して、そこに行けば誰でも利用できるという方法、もう 1 つはろう者個人にタブレット型端末を持ち歩いてもらって、各自が使いたい場面で使うという方法の 2 パターンで遠隔手話通訳サービスを提供しています。最初、県の色々な機関にタブレット型端末を設置することも考えましたが、実際にろう者が県庁に来る用事ってほとんどないんですよね。パスポートの申請くらいでしょうか。そこで、県の色々な機関にタブレット型端末を置くよりも、ろう者一人一人が持ち歩いて、使いたい場面で使うサービスとした方が効率は良いのではないかと考え、2 パターンの方法としました。

これはリアルタイムでの動画配信なので、電波がきれいに入らないと画像が乱れるケースがあり、そうになると筆談の方が早いこともあります。画像がきれいに映った時には、非常に便利ですが、映り方はその通信時にならないと分からないので、大事な用事では使いにくいという意見もあります。

この遠隔手話通訳サービスも含めて、条例制定後に始めた取り組みは全国的にみても前例がないものばかりです。ですから、全て試行錯誤しながら進めてきましたし、今もそうです。基本的な方向性が間違っていない事業は、ユーザーの声をよく聞いて、随時改良しながら実施し

ています。なかなか大変ですが、新規事業を立ち上げる際には、立ち上げ前に慎重に検討を重ねてようやく実施できるのが普通なので、すぐにこういった事業に着手できること自体、条例制定による効果だと感じます。実際に事業を実施してみると、机上では絶対に思いつかないような課題も出てきますし、面白いものです。

遠隔手話通訳サービスの場合、当初の利用時間は平日の 8 時 30 分～17 時 15 分でしたが、なかなか利用が増えませんでした。タブレット型端末を使用できるろう者は、平日働いている人が多く、利用時間が平日の昼間だけでは実質的に利用できる時間がかなり限定されている状況でした。また、「土日サービスを利用したい」という意見もありましたので、土日祝日もサービスを利用できるように制度を改善しました。ところが、それでも利用件数が 月 10 件前後で伸びないので、利用者に集まってもらって意見交換したところ、「遠隔手話通訳も良いけど、電話リレーも使いたい」という意見があり、平成 27 年 4 月からは遠隔手話通訳に加えて、電話リレーサービスも始めています。

4 月から電話リレーを始めたところ、遠隔手話通訳の利用がさらに減りました。電話リレーは好評で、今のところこちらのニーズが大きいという印象を持っています。4 月、5 月は電話リレーだけで月当たり 40 件、30 件という状況です。

やはりタブレット型端末同士で通信する場合、無線で通信するので、なかなか安定しにくいですね。電波の状況が良い悪いだけではなく、建物の中の位置、その場所周辺のその瞬間の通信状況等によって映り方が大きく変わってくるようです。

電話リレーは比較的安定して運用できそうな印象を持っていますが、遠隔手話通訳の通信環境の件はなかなか難しい課題です。遠隔手話通訳は、きちんとつながると非常に便利ですが、簡単に解決しづらい課題があることも分かってきました。

*ICT を活用した遠隔手話通訳サービスモデル事業 <http://www.pref.tottori.lg.jp/239848.htm>

(2) 学校での手話の普及

次に、学校での手話の普及です。小・中・高等学校において、手話の普及を進めるに当たって、学習教材がないことが分かりましたので、まずは学習教材（手話ハンドブック）を作ることになりました。平成 25 年 11 月に県教育委員会において、関係団体や教育関係者で構成する「手話学習教材作成委員会」を設けて内容を検討しました。ろう児が聞こえる子どもと友達になるのために必要な単語、文章を盛り込むことがコンセプトになっていて、聾学校の教職員（ろう者）がモデルとなり、「今日の給食何だった？」等の学校で使う単語の手話表現が紹介されています。また、ろうの児童・生徒の作文を掲載して、手話やろう者への理解を深めてもらうものにしています。これまでに入門編と活用編の 2 種類を製作し、県内の小・中・高等学校、特別支援学校の全生徒に配布しました。製作部数は、入門編、活用編それぞれ約 7 万 6 千部です。

ただ、手話ハンドブックという冊子だけ渡しても、結局写真のコマ取りなので、1 コマ目と 2 コマ目がどういう動きでつながるか分かりにくいわけです。特に、始めて見る人だと分からない場合も多く、動画を作った方が良いでしょうということで、聾学校の教職員にも協力してもらって手話ハンドブックに対応した手話表現動画を作りました。

これでひとまず教材が完成したわけですが、学校現場から、「ほとんどの先生は手話を学んだ経験がなく、先生だけで手話を教えるのは難しい」という意見もありましたので、学校での手話学習を支援するため、「手話普及支援員派遣制度」を設けました。学校は、手話学習を企画するときに、手話普及コーディネーター（県内に 2 人配置、県非常勤職員）に手話普及支援員を自校へ派遣するよう依頼します。すると、手話普及コーディネーターは、依頼内容を踏ま

えて適当な手話普及支援員と日程調整し、学校へ手話普及支援員を派遣し、手話普及支援員の指導により学校で手話学習が行われるといった制度です。手話普及支援員は、ろう者、手話通訳者、手話サークル会員等様々で、約 90 人です。手話普及支援員は登録制ですが、登録要件として手話通訳者等の限定はしていませんので、これまで手話の指導経験のない人も含まれています。できるだけ幅広く協力者を募るという趣旨で、こういった形にしたのですが、手話普及支援員の中にも手話指導のレベルにかなり差があるので、そこが今課題となっています。また、学校と手話普及支援員が事前に十分に打ち合わせをしないと、手話普及支援員が当日学校に行った際に、先生から「基本的な手話の学習に加え、ろう者の生活のことも知りたい。少し手話歌も教えて欲しい。これを 30 分でやって」と無茶なリクエストをされたこともあるようです。学校側もまだ手話学習がどんなもので、どう進めていけば良いのか分からないのですね。この制度はまだ始めてから 1 年経っていないので、取組みを進めながら、制度の定着と改善を試みているところです。遠隔手話通訳と同じです。やりながら考えている。学校での手話学習は、総合学習の時間等を活用することが多いのですが、クラブ活動等の場面に手話普及支援員が行って指導することもあります。平成 26 年度は、平成 27 年 3 月上旬までに 63 校から 136 件の派遣依頼がありました。県教育委員会からは、平成 27 年度はさらに派遣依頼が増えそうだと聞いています。

※手話ハンドブック

<http://www.pref.tottori.lg.jp/227272.htm>

(3) 手話通訳者トレーナー

また、平成 26 年度から手話通訳者トレーナー事業を始めています。手話通訳技術の研鑽という意味では、どの地域でも手話通訳者の現任研修会等で勉強されていると思いますが、これは実際に手話通訳を行っている現場にベテランの手話通訳者（指導者）が行って、その現場

での手話通訳表現を見て、その場で助言等を行うという取組みです。必ずしも正解が 1 つだけではないケースもありますので、手話通訳のやり方にしても、その通訳者が行った通訳表現以外の表現を示したり、通訳者の交代のタイミングであったり、やはり現場を見ているからこそアドバイスできることもたくさんあるようです。手話通訳者の皆さんからは、「普段、現場でアドバイスを受けることがないので、アドバイスが非常に参考になった」といった意見もあるようですし、トレーナーとして行っている手話通訳者にとっても色々な気付きがあるようです。当面継続していきたい事業です。

(4) 地域での手話の普及

先ほども少し紹介しましたが、企業・団体等が主催する手話学習会の講師謝礼等に対する補助制度を作り、職場等での手話の普及を進めています。これはあくまで企業・団体等が企画する学習会に対する補助制度です。（平成 25 年 11 月から平成 27 年 3 月までに約 60 回開催、約 1,400 人が参加）

平成 26 年度までは補助対象を企業、団体に限定していましたが、特にろう者が生活している地域単位での手話学習にも役立ててもらうため、平成 27 年度からは 10 人以上で構成する手話学習グループも補助対象として追加しています。

また、手話初心者を対象とした県主催の手話講座も開催しています。（平成 25 年 12 月から平成 27 年 3 月までに約 50 回開催、約 800 人が参加）

初心者の人が手話学習をするときにどこで勉強するかを考えたときに、条例制定前だと、手話奉仕員養成講座、公民館の手話講座、手話サークル等という状況でした。ただ手話奉仕員養成講座は連続講座で回数も多く受講にはハードルが高い、手話サークル等もある程度メンバーが固定している中に 1 人で入っていくのは勇気がいる、というわけでとりあえず 1 回手話に触れる機会を作る、そういう講座があっても

良いのではないかということで、1 回 2 時間程度の手話講座を始めました。事業としては、手話に親しむことを目的としていますが、結果的にその人たちが手話奉仕員養成講座への受講を決めたり、手話サークルに通い始める人もあらわれています。

このように手話学習の機会を増やし、手話のすそ野を広げることに力を入れています。

また平成 27 年度は、ろう者から見て手話のできる人が分かるように手話バッジを製作する計画もあります。

＊鳥取県手話学習会開催事業費等補助金

<http://www.pref.tottori.lg.jp/223384.htm>

＊県民向けミニ手話講座

<http://www.pref.tottori.lg.jp/224360.htm>

(5) 手話パフォーマンス甲子園等

手話パフォーマンス甲子園は、昨年 11 月に第 1 回大会を開催しました。全国から 41 チームの応募があり、本選では予選を勝ち抜いた 20 チームが手話歌等のパフォーマンスを披露し、750 人の来場者が大いに楽しみました。感動して泣く人も多く、大変良い感動的な大会となりました。今年は 9 月 22 日に第 2 回大会を鳥取県米子市で開催します。

また、障がい理解デジタル絵本という、障がい者やその家族の思い、生活についてストーリー仕立てで学べる絵本を製作しました。聴覚障がいを含む 6 分野で、全部で 30 話あります。障がい者や家族に取材を行い、本人が描いた絵・イラスト等が挿絵となっています。是非一度ご覧ください。

＊手話パフォーマンス甲子園

<http://www.pref.tottori.lg.jp/koushien/>

＊障がい理解デジタル絵本

<http://www.pref.tottori.lg.jp/246245.htm>

というわけで、長々と発表してきましたがこれでようやく終わりです。

長時間お疲れ様でした。



司会／

秋本さん、ありがとうございました。それでは今から質疑応答の時間に入りたいと思います。お住まいの地域でも条例制定を望んでいるところもあると思いますし、また改めて説明を聞いたことで、事前配布資料を読んだだけでは思いつかなかった質問が浮かんできた方もいると思いますが、いかがでしょうか。

会場／

埼玉県からまいりました。私の地元でも条例制定に向けた検討が大詰めに差し掛かっていて、その関連で 2 つ質問させてください。地元では現在、ホームページで条例案を示して、パブリックコメントを実施しているところですが、実際は手話言語条例のパブリックコメントなのに、手話を母語とした人たちがストレートに意見を言う手だてがないので、手話サークル等みんなで協力して（ろう者の手話表現を）映像に撮って書き起こして、それを意見として送っているのですが、鳥取では条例が成立した後にパブリックコメントの募集方法に何か変化があったのかということをお聞きしたいと思います。

もう 1 点は議員さんが議会で賛成されて条例が成立したわけですが、その後に選挙があったのでしょうか。議員さんが聴覚障がいの皆さんに自分の政策を伝える努力という部分で、何か変化があったのかということをお聞きしたいと思います。

秋本／

パブリックコメントの募集方法について、応募方法で苦労されているということだと思いますが、鳥取県においてもパブリックコメントに関して新しいルールができたわけではありません。現状としてはお住まいの地域と同じ、従前のままです。筆談が苦手な方がたくさんいるということは非常に伝わりにくい部分です。私も担当して1年くらい経つまで、あまりピンと来ませんでした。まず筆談が苦手なろう者がたくさんいるということも意見として書いた方が良いかもしれません。

それから、鳥取でも4月に統一地方選挙がありました。政策を訴える時、演説会等の場面では、政党によりますが手話通訳者を配置しているところもあったと思います。条例制定前と比べると、手話通訳者を配置する場面が増えたような気はしました。ただ、これはルールとして定めたわけではなく、各政党・候補者の判断によるものです。

司会／

それではあと1名大丈夫と思いますが、いかがですか。

会場／

兵庫県からまいりました。お聞きしたいのは7つのポイントのところで、3番目に「福祉分野だけでなく教育、民間、色々な幅広い取組みを推進します。」、それから4番目に「障害者計画において、総合的、計画的に推進する。」と書かれています。例えば、私の地域でも手話関係予算の中でも教育関係の手話通訳は、行政の福祉部局ではなく教育部局で予算をとるべきだとか、企業の通訳は福祉（行政）ではなく企業がやるべきだとか、そういう意見があるのですが、どういう形の目標を持っているのか、行政としては手話通訳制度をどういう形に仕上げていくのか、福祉分野以外のところとどういうふうに住み分けるのかという点が知りたいので教

えてください。

秋本／

ろう者の情報保障という意味では、鳥取もまだ十分な体制ができているわけではありません。ただ、教育委員会の方で、聾学校への手話通訳者派遣に関する予算を確保し、まだ予算としては少額ですが、企業に対する手話通訳者の派遣制度を新しく作りました。いずれも手話言語条例の成立後、教育委員会、商工労働部それぞれの部局で考えて予算化したものです。

現状では、まだろう者の就労状況を十分把握できていないので、まずはそこを把握した上で、各企業の中でろう者がどういった職場環境に置かれているのか等も踏まえ、具体的な支援方策を考える必要があると感じております。

司会／

秋本さんはこの後の交流会にもご参加され、明日の学会もご覧になりますので、聞き残したことを思い出した方は、まだまだ臉の裏に先ほどの温泉での映像が焼き付いてしまって落ち着いて考えられない状況かと思っておりますので、この後しっかりと考えていただいて、交流会等でご質問ください。では一応この時点で、基調講演を終わらせていただきますので、皆さんもう一度拍手をお願いします。

2015 年日本手話通訳学会基調講演

日 時：2015 年 6 月 27 日（土）

13:45～16:00

場 所：金城学院大学講義室

（愛知県名古屋市）